

調整中**事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（案）****1 基本的考え方**

個性を活かし自立した地方をつくるためには、地方分権改革を推進することが重要である。

政府はこれまで、第1次安倍内閣で設置した地方分権改革推進委員会の勧告のうち、国の法令による義務付け・枠付けの見直し等に着実に取り組んできた。

引き続き地方分権改革を推進するため、「経済財政運営と改革の基本方針について」（平成25年6月14日閣議決定）及び「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針について」（平成25年9月13日地方分権改革推進本部決定）を踏まえ、残された課題となっている国から地方公共団体への事務・権限の移譲等について、「2 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する見直し」のとおり推進する。

加えて、第30次地方制度調査会答申（平成25年6月25日）で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について、「3 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等に関する見直し」のとおり推進する。

2 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する見直し**【総務省】****（1）放送法（昭25法132）**

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・小規模共聴施設（500 端子以下で地上テレビジョン放送の同時再放送のみを行うもの。有料放送及び区域外再放送を行う場合を除き、施設の設置場所及

び業務区域が一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。以下同じ。) による業務開始の届出 (133 条 1 項)

- ・小規模共聴施設による業務の変更の届出 (133 条 2 項)
- ・小規模共聴施設による事業の承継の届出 (134 条 2 項)
- ・小規模共聴施設による業務の廃止等の届出 (135 条 1 項及び 2 項)
- ・小規模共聴施設の有線電気通信設備の設置の状況等について、関係者からの資料提供等に係る要求 (145 条 2 項)
- ・小規模共聴施設の道路法違反に係る第 174 条に基づく処分について、国土交通大臣への事前通知 (145 条 3 項)
- ・小規模共聴施設による業務の状況に関する報告徴収及び立入検査 (145 条 4 項)
- ・小規模共聴施設による業務の停止命令 (174 条)
- ・小規模共聴施設による業務に関する資料の提出要求 (175 条)

【法務省】

(1) 人権啓発活動地方委託事業

人権啓発活動地方委託事業 (ネットワーク事業を除く。) については、地域に密着したきめの細かい人権啓発活動を実施するため、地方において一定水準の啓発活動が行われることを担保しつつ、地方の意見も踏まえ、交付金等による必要な財源措置の方法を含め、都道府県及び指定都市に移譲する方策の検討を進める。

【厚生労働省】

(1) 職業安定法 (昭 22 法 141) 及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 (昭 60 法 88)

国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督及び公共職業安定所が行う無料職業紹介事業については、以下の方向性により見直す。

- (i) 公共職業安定所 (ハローワーク) の求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組について、地方公共団体が行う無料職業紹介事業が公的

性格を持つことに鑑み、その費用負担を極力抑えるとともに専門性向上のための支援を行いつつ、積極的に進める。

- (ii) 国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組（以下「一体的実施」という。）、「ハローワーク特区」の取組など、公共職業安定所（ハローワーク）と地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。
- (iii) 以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO 第 88 号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。
- (iv) 地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置づけるなどの措置を講ずる。

(2) 児童福祉法（昭 22 法 164）

- (i) 以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・児童福祉司及び児童福祉施設の職員（児童自立支援専門員を含む。）に係る養成施設及び講習会の指定（13 条 2 項 1 号）
- ・保育士に係る養成施設の指定（18 条の 6 第 1 号、施行令 5 条 1 項及び 2 項）
- ・保育士に係る養成施設に対する報告の要求、指導及び検査（18 条の 7、施行令 5 条 5 項）
- ・保育士に係る養成施設の指定内容の変更承認及び届出（施行令 5 条 3 項及び 4 項）
- ・保育士に係る養成施設の指定の取消し（施行令 5 条 6 項及び 7 項）

- (ii) 以下に掲げる事務・権限については、都道府県、指定都市及び中核市に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・国の開設した病院に対する指定療育機関の指定（20条5項）
- ・国の開設した病院である指定療育機関の指定の取消し（20条8項）
- ・国の開設した病院である指定療育機関に対する報告の要求及び検査（21条の4第1項）（大臣権限の廃止）
- ・国の開設した病院である指定療育機関に対する診療報酬の支払いの一時差し止め（21条の4第2項）（大臣権限の廃止）

（3）あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭22法217）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・はり師及びきゆう師に係る養成施設の認定（2条1項から3項、施行令1条及び2条）
- ・はり師及びきゆう師に係る養成施設に関する変更の承認及び届出（施行令3条）
- ・はり師及びきゆう師に係る養成施設からの報告（施行令4条）
- ・はり師及びきゆう師に係る養成施設に対する報告徴収及び指示（施行令5条）
- ・はり師及びきゆう師に係る養成施設の認定の取消し（施行令6条及び7条）

（4）食品衛生法（昭22法233）

（i）以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・食品衛生管理者に係る養成施設の登録（48条6項3号及び49条、施行令14条及び15条）
- ・食品衛生管理者に係る養成施設の変更の届出（施行令16条）
- ・食品衛生管理者に係る養成施設に対する報告徴収（施行令17条）
- ・食品衛生管理者に係る養成施設の登録の取消し（施行令18条及び19条）
- ・食品衛生管理者に係る養成施設の登録、登録の変更及び取消しの公示（施行令20条）
- ・食品衛生管理者に係る講習会の登録（48条6項4号及び49条、施行令21条）

- ・食品衛生管理者に係る講習会の登録の変更（施行令 25 条）
 - ・食品衛生管理者に係る講習会の業務の休廃止（施行令 26 条）
 - ・食品衛生管理者に係る講習会の実施者に対する適合命令（施行令 28 条）
 - ・食品衛生管理者に係る講習会の実施者に対する改善命令（施行令 29 条）
 - ・食品衛生管理者に係る講習会の登録の取消し（施行令 30 条）
 - ・食品衛生管理者に係る講習会の実施者に対する報告徴収（施行令 32 条）
 - ・食品衛生管理者に係る講習会の実施者に対する立入検査（施行令 33 条）
 - ・食品衛生管理者に係る講習会の登録、登録の変更及び取消しの公示（施行令 34 条）
 - ・食品衛生監視員に係る養成施設の登録（施行令 9 条 1 項、14 条及び 15 条）
 - ・食品衛生監視員に係る養成施設の変更の届出（施行令 16 条）
 - ・食品衛生監視員に係る養成施設に対する報告徴収（施行令 17 条）
 - ・食品衛生監視員に係る養成施設の登録の取消し（施行令 18 条及び 19 条）
 - ・食品衛生監視員に係る養成施設の登録、登録の変更及び取消しの公示（施行令 20 条）
- (ii) 総合衛生管理製造過程（H A C C P）の承認等については、都道府県、保健所設置市及び特別区への移譲について検討を進める。

（５）理容師法（昭 22 法 234）

理容師に係る養成施設の指定（3 条 3 項）については、都道府県に移譲する。
事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

（６）栄養士法（昭 22 法 245）

栄養士に係る養成施設の指定及び監督の都道府県への移譲については、今後の管理栄養士に係る養成施設と栄養士に係る養成施設の配置状況を踏まえ、検討を進める。

（７）消費生活協同組合法（昭 23 法 200）

以下に掲げる事務・権限（地域又は職域が都道府県の区域を越える消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下「組合等」という。）であって地

方厚生局の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)は、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・ 共済事業を行う組合等における兼業に係る承認 (10 条 3 項)
- ・ 組合等に係る員外利用の許可及び命令 (12 条 4 項 2 号及び 3 号並びに 6 項)
- ・ 組合等に係る共済事業に伴う立入検査等、業務改善命令及び登録の取消し等 (12 条の 2 第 3 項において準用する保険業法 (平 7 法 105) 305 条、306 条及び 307 条 1 項 3 号)
- ・ 組合等の役員に欠員が生じた場合における措置 (30 条の 2 第 2 項)
- ・ 組合等の役員に欠員が生じた場合における措置 (代表理事に係るもの) (30 条の 9 第 5 項において準用する 30 条の 2 第 2 項)
- ・ 組合等の役員に欠員が生じた場合における措置 (組合の解散及び清算に係るもの) (73 条において準用する 30 条の 2 第 2 項)
- ・ 組合等に係る定款、共済事業規約及び貸付事業規約の変更の認可等 (40 条 4 項から 8 項 (40 条 7 項において準用する 58 条及び 59 条 1 項から 5 項を含む。))
- ・ 組合等に係る共済事業の譲渡等の届出 (50 条の 2 第 5 項)
- ・ 組合等の共済事業に係る経理の他の経理への資産運用等の禁止の承認 (50 条の 4 第 1 項)
- ・ 共済事業を行う組合等に係る健全性の基準の定め (50 条の 5)
- ・ 共済事業を行う組合等に係る価格変動準備金の積立の認可 (50 条の 9)
- ・ 共済事業を行う組合等に係る共済計理人の意見書の写しの提出等 (50 条の 12 第 2 項及び 3 項)
- ・ 共済事業を行う組合等に係る共済計理人の解任命令 (50 条の 13)
- ・ 共済事業を行う組合等に係る資産運用の方法等の承認 (50 条の 14 第 1 項)
- ・ 共済事業を行う組合等に係る契約条件の変更の申出の承認 (53 条の 4 第 1 項及び 3 項)
- ・ 共済事業を行う組合等に係る業務の停止等の命令 (53 条の 5)
- ・ 共済事業を行う組合等に係る共済調査人による調査 (53 条の 10 第 1 項から 3 項及び 53 条の 10 第 4 項において準用する民事再生法 (平 11 法 225) 61 条 1 項)

- ・ 共済事業を行う組合等に係る契約条件の変更に係る承認（53条の13第1項及び2項）
- ・ 共済事業兼業組合に係る議決権等の事前承認（53条の17第2項）
- ・ 共済事業専業組合に係る議決権等の事前承認（53条の19第2項において準用する53条の17第2項）
- ・ 組合等の設立の認可（57条1項及び2項、58条並びに59条2項及び3項）
- ・ 組合等の解散の認可（62条2項並びに62条3項において準用する57条2項、58条並びに59条2項及び3項）
- ・ 組合等の合併の認可（69条1項並びに69条2項において準用する57条2項、58条並びに59条2項及び3項）
- ・ 解散した組合等の継続の認可（63条1項並びに63条3項において準用する58条並びに59条2項及び3項）
- ・ 組合員の減少による解散の届出（64条2項）
- ・ 組合等の解散の登記の嘱託（89条2項）
- ・ 組合等に係る登記の嘱託等（92条において準用する商業登記法（昭38法125）14条及び25条3項）
- ・ 組合等の決算関係書類等の提出（92条の2第1項及び2項）
- ・ 組合等に係る報告の徴収及び検査（93条、93条の2並びに93条の3第1項及び2項）
- ・ 組合等に係る検査（94条1項から5項）
- ・ 共済事業を行う組合等に係る監督上の処分（94条の2第1項、2項、4項及び5項）
- ・ 組合等に係る法令等の違反に対する処分（95条1項から3項）
- ・ 組合等に係る議決、選挙及び当選の取消し（96条1項）
- ・ 共済事業を行う組合等に係る共済代理店の設置等の届出（96条の2）

（8）保健師助産師看護師法（昭23法203）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・ 保健師、助産師及び看護師に係る養成所の指定（19条2号、20条2号及び21条3号、施行令11条及び12条）

- ・保健師、助産師及び看護師に係る養成所に関する変更の承認及び届出（施行令 13 条）
- ・保健師、助産師及び看護師に係る養成所からの報告（施行令 14 条）
- ・保健師、助産師及び看護師に係る養成所に対する報告徴収及び指示（施行令 15 条）
- ・保健師、助産師及び看護師に係る養成所の指定の取消し（施行令 16 条及び 17 条）

（9）歯科衛生士法（昭 23 法 204）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・歯科衛生士に係る養成所の指定（12 条 2 号、施行令 2 条及び 3 条）
- ・歯科衛生士に係る養成所に関する変更の承認及び届出（施行令 4 条）
- ・歯科衛生士に係る養成所からの報告（施行令 5 条）
- ・歯科衛生士に係る養成所に対する報告の要求、検査及び指示（施行令 6 条及び 7 条）
- ・歯科衛生士に係る養成所の指定の取消し（施行令 8 条）

（10）医療法（昭 23 法 205）

（i）以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・医療法人（二以上の都道府県の区域において病院等を開設する法人に限る。以下同じ。）のうち、社会医療法人の認定（68 条の 2 第 1 項において準用する 42 条の 2 第 1 項及び 2 項）
- ・医療法人の設立認可等（68 条の 2 第 1 項において準用する 44 条 1 項及び 3 項並びに 45 条）
- ・医療法人の理事等に係る認可等（68 条の 2 第 1 項において準用する 46 条の 2 第 1 項ただし書、46 条の 3 第 1 項ただし書及び 2 項、46 条の 4 第 5 項、6 項及び 7 項 4 号並びに 47 条 1 項ただし書）

- ・医療法人の定款又は寄附行為の変更の認可及び届出（68条の2第1項において準用する50条1項から3項）
 - ・医療法人の事業報告書の届出等（68条の2第1項において準用する52条）
 - ・医療法人の解散及び合併の認可等（68条の2第1項において準用する55条6項、7項（57条5項において準用する場合を含む。）及び8項、56条の6、56条の11、56条の12第3項及び4項、57条4項並びに58条）
 - ・医療法人に対する報告徴収及び立入検査（68条の2第1項において準用する63条1項）
 - ・医療法人に対する措置命令、業務停止命令及び役員解任勧告（68条の2第1項において準用する64条）
 - ・医療法人のうち社会医療法人の認定取消し及び業務停止命令（68条の2第1項において準用する64条の2）
 - ・医療法人の設立認可の取消し（68条の2第1項において準用する65条及び66条）
 - ・医療法人に対する弁明の機会の付与（68条の2第1項において準用する67条1項及び3項）
 - ・医療法人台帳の記載等（施行令5条の11）
 - ・社会医療法人に係る認定（施行令5条の15において準用する施行令5条の5）
 - ・医療法人の登記及び役員変更の届出（施行令5条の15において準用する施行令5条の12及び5条の13）
 - ・医療法人の書類等の保存（施行令5条の15において準用する施行令5条の14）
- (ii) 国の開設する病院等の開設承認及び監督については、都道府県、保健所設置市及び特別区への移譲について検討を進める。

(11) 中小企業等協同組合法（昭24法181）

以下に掲げる事務・権限（二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって地方厚生局の所管に係るものに関する事務・権限に限る。）については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・特定共済組合が他の事業を行う場合の承認（9条の2第7項）
- ・事業協同組合及び事業協同小組合の組合員以外の事業の利用の認可（9条の2の3）
- ・事業協同組合及び事業協同小組合の共済規程の認可（9条の6の2第1項）
- ・事業協同組合及び事業協同小組合の共済規程の変更又は廃止の認可（9条の6の2第4項）
- ・共済事業を行う事業協同組合又は事業協同小組合の共済代理店に対する立入検査等（9条の7の5第1項において準用する保険業法（平7法105）305条）
- ・共済事業を行う事業協同組合又は事業協同小組合の共済代理店に対する業務改善命令（9条の7の5第1項において準用する保険業法（平7法105）306条）
- ・共済事業を行う事業協同組合又は事業協同小組合の共済代理店に対する登録の取消し等（9条の7の5第1項において準用する保険業法（平7法105）307条1項3号）
- ・特定共済組合連合会が他の事業を行う場合の承認（9条の9第4項）
- ・協同組合連合会の組合員以外の事業の利用の特例（9条の9第5項において準用する9条の2の3）
- ・協同組合連合会の共済規程の認可（9条の9第5項において準用する9条の6の2第1項）
- ・協同組合連合会の共済規程の変更又は廃止の認可（9条の9第5項において準用する9条の6の2第4項）
- ・協同組合連合会の共済代理店に対する立入検査等（9条の9第5項において準用する保険業法（平7法105）305条）
- ・協同組合連合会の共済代理店に対する業務改善命令（9条の9第5項において準用する保険業法（平7法105）306条）
- ・協同組合連合会の共済代理店に対する登録の取消し（9条の9第5項において準用する保険業法（平7法105）307条1項3号）
- ・中小企業等協同組合の設立の認可（27条の2第1項）
- ・中小企業等協同組合の役員の変更の届出（35条の2）
- ・中小企業等協同組合の組合員による臨時総会の招集の承認（48条）
- ・中小企業等協同組合の定款の変更の認可（51条2項）

- ・一部の中小企業等協同組合の余裕金運用の制限の緩和の認可（57条の5）
- ・特定共済組合及び特定共済組合連合会の経営の健全性を判断するための基準の策定（58条の4）
- ・共済事業を行う中小企業等協同組合の共済計理人の意見書の写しの提出（58条の7第2項）
- ・共済事業を行う中小企業等協同組合の共済計理人に対する意見書の写しについての説明要請等（58条の7第3項）
- ・共済事業を行う中小企業等協同組合の共済計理人の解任の命令（58条の8）
- ・中小企業等協同組合の解散の届出（62条2項）
- ・責任共済等の事業を行う組合の解散の認可（62条4項）
- ・中小企業等協同組合の合併の認可（66条1項）
- ・中小企業等協同組合に解散を命じた際の登記の嘱託（96条5項）
- ・中小企業等協同組合の不服の申出に対する措置（104条）
- ・中小企業等協同組合への請求に基づく業務又は会計の状況の検査（105条）
- ・一部の中小企業等協同組合の決算関係書類の提出（105条の2第1項及び2項）
- ・中小企業等協同組合の報告の徴収（105条の3第1項から4項）
- ・中小企業等協同組合の立入検査等（105条の4第1項から4項）
- ・中小企業等協同組合の法令等の違反に対する措置（106条1項から3項）
- ・共済事業を行う中小企業等協同組合の共済事業に係る監督上の措置（106条の2（3項を除く））
- ・共済事業を行う中小企業等協同組合の届出（106条の3）

(12) 身体障害者福祉法（昭24法283）

身体障害者福祉司に係る養成施設の指定（12条5号）については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

(13) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭25法123）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・精神保健指定医の指定の申請（施行令 2 条の 2）
- ・精神保健指定医証の交付（施行令 2 条の 2 の 2）
- ・指定医証変更の申請（施行令 2 条の 2 の 3）
- ・指定取消しによる指定医証の返納（施行令 2 条の 2 の 4）
- ・研修受講義務の特例に関する書類の提出（施行令 2 条の 2 の 5）

(14) 社会福祉法（昭 26 法 45）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・社会福祉主事に係る養成機関又は講習会の指定（19 条 1 項 2 号）
- ・社会福祉法人（法人の行う事業が二以上の都道府県の区域にわたる法人であって地方厚生局の所管に係るものに限る。以下同じ。）の定款の申請及び認可（31 条 1 項）
- ・社会福祉法人の仮理事の選任（39 条の 3）
- ・社会福祉法人の特別代理人の選任（39 条の 4）
- ・社会福祉法人の監査結果に不整の点がある場合であって、評議員会のないときの報告（40 条 1 項 3 号）
- ・社会福祉法人の定款変更の申請、認可及び届出（43 条 1 項及び 3 項）
- ・社会福祉法人の解散の認可及び届出（46 条 2 項及び 3 項）
- ・社会福祉法人の清算人の届出（46 条の 7）
- ・社会福祉法人の清算終了の届出（47 条の 3）
- ・社会福祉法人の合併の認可（49 条 2 項）
- ・社会福祉法人に対する措置命令、業務停止命令、役員解職勧告及び解散命令等（56 条 2 項から 5 項）
- ・社会福祉法人に対する公益事業又は収益事業の停止（57 条）
- ・社会福祉法人の事業概要の届出（59 条 1 項）

(15) 診療放射線技師法（昭 26 法 226）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・診療放射線技師に係る養成所の指定（20条1号、施行令7条及び8条）
- ・診療放射線技師に係る養成所に関する変更の承認及び届出（施行令9条）
- ・診療放射線技師に係る養成所からの報告（施行令10条）
- ・診療放射線技師に係る養成所に対する報告徴収及び指示（施行令11条）
- ・診療放射線技師に係る養成所の指定の取消し（施行令12条及び13条）

(16) 歯科技工士法（昭30法168）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・歯科技工士に係る養成所の指定（14条2号、施行令9条及び10条）
- ・歯科技工士に係る養成所に関する変更の承認及び届出（施行令11条）
- ・歯科技工士に係る養成所からの報告（施行令12条）
- ・歯科技工士に係る養成所に対する報告の要求、検査及び指示（施行令13条及び14条）
- ・歯科技工士に係る養成所の指定の取消し（施行令15条及び16条）

(17) 美容師法（昭32法163）

美容師に係る養成施設の指定（4条3項）については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

(18) 生活衛生関係営業の適正化及び振興に関する法律（昭32法164）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・振興計画の認定及び実施状況の報告（56条の3第1項及び4項）
- ・振興計画の変更及び認定の取消し（56条の3第3項、施行令6条1項及び2項）

(19) 中小企業団体の組織に関する法律（昭 32 法 185）

以下に掲げる事務・権限（二以上の都道府県の区域にわたる協業組合等であつて地方厚生局の所管に係るものに関する事務・権限に限る。）については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・協業組合の事業転換の認可（5条の7第2項）
- ・協業組合の設立の認可（5条の17第1項）
- ・公正取引委員会の請求（5条の22）
- ・協業組合の役員の変更届出、組合員による臨時総会の招集の承認、定款の変更の認可、余裕金運用の制限の緩和の認可（5条の23第3項）
- ・協業組合の解散の届出、合併の認可（5条の23第4項）
- ・協業組合の解散登記の嘱託（5条の23第5項）
- ・協業組合の不服の申出に対する措置、請求に基づく会計状況の検査、決算書類の提出、法令違反に対する処分（5条の23第6項）
- ・商工組合の地区を特別の地区とする旨の承認（9条）
- ・商工組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可（17条の2第1項）
- ・商工組合連合会の組合員以外の者の事業の利用の特別認可（33条）
- ・商工組合及び商工組合連合会の設立の認可（42条1項）
- ・商工組合及び商工組合連合会の役員の変更届出、組合員・会員による臨時総会の招集の承認、定款の変更の認可、余裕金運用の制限の緩和の許可（47条2項）
- ・商工組合及び商工組合連合会の解散の届出、合併の認可（47条3項）
- ・商工組合及び商工組合連合会の解散登記の嘱託（54条）
- ・主務大臣の命令（67条）
- ・商工組合等に対する解散命令（69条1項から3項）
- ・商工組合等の解散命令の官報掲載（69条4項）
- ・商工組合等の不服の申出に対する措置、請求に基づく会計状況の検査、決算関係書類の提出（71条）
- ・商工組合等からの報告の徴収（92条）
- ・商工組合等に対する立入検査（93条）
- ・協業組合への組織変更認可（95条4項）

- ・事業協同組合への組織変更の届出（96条8項）
- ・商工組合への組織変更認可（97条2項）
- ・株式会社への組織変更の届出（100条の11）

(20) 臨床検査技師等に関する法律（昭33法76）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・臨床検査技師に係る養成所の指定（15条1号、施行令10条及び11条）
- ・臨床検査技師に係る養成所に関する変更の承認及び届出（施行令12条）
- ・臨床検査技師に係る養成所からの報告（施行令13条）
- ・臨床検査技師に係る養成所に対する報告徴収及び指示（施行令14条）
- ・臨床検査技師に係る養成所の指定の取消し（施行令15条及び16条）

(21) 調理師法（昭33法147）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・調理師に係る養成施設の指定（3条、施行令1条の2）
- ・調理師に係る養成施設の内容変更（施行令1条の3）
- ・調理師に係る養成施設の入所及び卒業の届出（施行令1条の4）
- ・調理師に係る養成施設の名称等の変更等の届出（施行令1条の5）

(22) 知的障害者福祉法（昭35法37）

知的障害者福祉司に係る養成施設の指定（14条5号）については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

(23) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭38法61）

戦没者等の妻に対する特別給付金の特別買上償還に関する証明書の発行については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

(24) 戦傷病者特別援護法（昭 38 法 168）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・指定医療機関の指定（12 条）
- ・指定医療機関が療養を行うについての指導（13 条 2 項）
- ・指定医療機関に対する報告要求、立入検査、診療報酬の支払いの一時差止め（16 条 1 項及び 2 項）
- ・指定医療機関以外の医療機関に対する報告要求等（17 条 3 項）

(25) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭 40 法 100）

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の特別買上償還に関する証明書の発行については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

(26) 理学療法士及び作業療法士法（昭 40 法 137）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・理学療法士及び作業療法士に係る養成施設の指定（11 条 1 号及び 2 号並びに 12 条 1 号及び 2 号、施行令 9 条及び 10 条）
- ・理学療法士及び作業療法士に係る養成施設に関する変更の承認及び届出（施行令 11 条）
- ・理学療法士及び作業療法士に係る養成施設からの報告（施行令 12 条）
- ・理学療法士及び作業療法士に係る養成施設に対する報告徴収及び指示（施行令 13 条）
- ・理学療法士及び作業療法士に係る養成施設の指定の取消し（施行令 14 条及び 15 条）

(27) 母子保健法（昭 40 法 141）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県、指定都市及び中核市に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・国の開設した病院若しくは診療所又は薬局（以下「病院等」という。）に対する指定養育医療機関の指定（20 条 5 項）
- ・国の開設した病院等である指定養育医療機関の指定の取消し（20 条 7 項において準用する児童福祉法 20 条 8 項）
- ・国の開設した病院等である指定養育医療機関に対する報告の請求、検査及び診療報酬の支払いの一時差し止め（20 条 7 項において準用する児童福祉法 21 条の 4）（大臣権限の廃止）

(28) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭 41 法 109）

戦傷病者等の妻に対する特別給付金の特別買上償還に関する証明書の発行については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

(29) 製菓衛生師法（昭 41 法 115）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・製菓衛生師に係る養成施設の指定（5 条 1 項 1 号、施行令 19 条）
- ・製菓衛生師に係る養成施設の指定内容の変更の承認及び届出（施行令 21 条）
- ・製菓衛生師に係る養成施設に対する報告徴収及び指示（施行令 22 条）
- ・製菓衛生師に係る養成施設の指定の取消し（施行令 23 条及び 24 条）

(30) 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭 42 法 57）

戦没者の父母等に対する特別給付金の特別買上償還に関する証明書の発行については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

(31) 柔道整復師法（昭 45 法 19）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・柔道整復師に係る養成施設の指定（12 条 1 項、施行令 2 条及び 3 条）
- ・柔道整復師に係る養成施設に関する変更の承認及び届出（施行令 4 条）
- ・柔道整復師に係る養成施設からの報告（施行令 5 条）
- ・柔道整復師に係る養成施設に対する報告徴収及び指示（施行令 6 条）
- ・柔道整復師に係る養成施設の指定の取消し（施行令 7 条及び 8 条）

(32) 視能訓練士法（昭 46 法 64）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・視能訓練士に係る養成所の指定（14 条 1 号及び 2 号、施行令 10 条及び 11 条）
- ・視能訓練士に係る養成所に関する変更の承認及び届出（施行令 12 条）
- ・視能訓練士に係る養成所からの報告（施行令 13 条）
- ・視能訓練士に係る養成所に対する報告徴収及び指示（施行令 14 条）
- ・視能訓練士に係る養成所の指定の取消し（施行令 15 条及び 16 条）

(33) 雇用保険法（昭 49 法 116）

雇用保険の適用、認定、給付等については、国と地方公共団体が一体的実施を行う施設における雇用保険関係業務の実施について、地方公共団体の希望を踏まえ、利用者から十分なニーズが見込める場合には、積極的に取り組む。

(34) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭 62 法 30）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・社会福祉士に係る短期養成施設の指定（7条2号、施行令3条）
- ・社会福祉士に係る一般養成施設の指定（7条3号、施行令3条）
- ・介護福祉士に係る養成施設の指定（39条1号から3号、施行令3条）
- ・介護福祉士に係る養成施設の指定（介護福祉士実務者研修施設）（平成27年4月1日から施行される40条2項2号、施行令3条）
- ・社会福祉士及び介護福祉士に係る指定養成施設の変更承認及び届出（施行令4条1項及び2項）
- ・社会福祉士及び介護福祉士に係る指定養成施設設置者による報告（施行令5条）
- ・社会福祉士及び介護福祉士に係る指定養成施設設置者又は長に対する報告徴収（施行令6条1項）
- ・社会福祉士及び介護福祉士に係る指定養成施設設置者に対する指示（施行令6条2項）
- ・社会福祉士及び介護福祉士に係る養成施設の指定の取消し（施行令7条及び8条）

(35) 臨床工学技士法（昭62法60）

臨床工学技士に係る養成所の指定（14条1号から3号）については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

(36) 義肢装具士法（昭62法61）

義肢装具士に係る養成所の指定（14条1号から3号）については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

(37) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平2法70）

(i) 以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・食鳥処理衛生管理者に係る養成施設の登録（12条5項3号、施行令1条及び2条）
 - ・食鳥処理衛生管理者に係る養成施設の登録の変更の届出（施行令3条）
 - ・食鳥処理衛生管理者に係る養成施設の報告徴収（施行令4条）
 - ・食鳥処理衛生管理者に係る養成施設の登録の取消し（施行令5条及び6条）
 - ・食鳥処理衛生管理者に係る養成施設に係る公示（施行令7条）
 - ・食鳥処理衛生管理者に係る講習会の登録（12条5項4号、施行令8条）
 - ・食鳥処理衛生管理者に係る講習会の実施計画の届出（施行令11条3項）
 - ・食鳥処理衛生管理者に係る講習会の登録の変更の届出（施行令12条）
 - ・食鳥処理衛生管理者に係る講習会の業務の休廃止の届出（施行令13条）
 - ・食鳥処理衛生管理者に係る講習会の実施者に対する適合命令（施行令15条）
 - ・食鳥処理衛生管理者に係る講習会の実施者に対する改善命令（施行令16条）
 - ・食鳥処理衛生管理者に係る講習会の登録の取消し（施行令17条）
 - ・食鳥処理衛生管理者に係る講習会の実施者に対する報告徴収（施行令19条）
 - ・食鳥処理衛生管理者に係る講習会の実施者に対する立入検査（施行令20条）
 - ・食鳥処理衛生管理者に係る講習会に関する公示（施行令21条）
- (ii) 指定検査機関の指定及び監督については、都道府県、保健所設置市及び特別区への移譲について検討を進める。

(38) 救急救命士法（平3法36）

救急救命士に係る養成所の指定（34条1号、2号及び4号）については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

(39) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平6法117）

指定医療機関の指定及び指定の取消し（12条1項及び3項）については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

(40) 介護保険法（平 9 法 123）

以下に掲げる事務・権限（地方厚生局の所管に係る事務・権限に限る。）については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・介護サービス事業者（介護サービス事業所が二以上の都道府県の区域にわたる事業者であって、地方厚生局の所管に係るものに限る。）に対する業務管理体制の整備に関する報告命令、質問及び立入検査（115 条の 33 第 1 項）
- ・介護サービス事業者（介護サービス事業所が二以上の都道府県の区域にわたる事業者であって、地方厚生局の所管に係るものに限る。）に対する業務管理体制の整備に関する指定等権者からの実施要請に基づく報告命令等の結果通知（115 条の 33 第 4 項）
- ・介護サービス事業者（介護サービス事業所が二以上の都道府県の区域にわたる事業者であって、地方厚生局の所管に係るものに限る。）に対する業務管理体制の整備に関する勧告、公表、命令・公示及び通知（115 条の 34 第 1 項から 5 項）
- ・介護サービス事業者等に対する帳簿書類等の提示命令等（24 条 1 項）
- ・被保険者等に対する介護給付等対象サービスの内容に関する報告及び質問（24 条 2 項）
- ・市町村（指定都市及び中核市を除く。）に対する事業の実施状況に関する報告徴収（197 条 1 項）
- ・市町村（指定都市及び中核市を除く。）に対する事業者及び施設の事務に関する報告徴収、助言及び勧告（197 条 2 項）

(41) 精神保健福祉士法（平 9 法 131）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・精神保健福祉士短期養成施設の指定（7 条 2 号）

- ・精神保健福祉士一般養成施設の指定（7条3号）

(42) 言語聴覚士法（平9法132）

言語聴覚士に係る養成所の指定（33条1号から3号及び5号）については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

(43) 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平13法112）

個別労働関係紛争の迅速かつ適正な解決のため、国と都道府県等との合同相談会や合同研修会を開催する等の労働相談・紛争解決関係機関間の連携を促進する。

(44) 健康増進法（平14法103）

誇大表示の禁止に係る勧告及び命令については、都道府県、保健所設置市及び特別区への移譲について検討を進める。

以上の事項のうち、二以上の地方公共団体の区域にわたって活動する主体に対する監督等の事務・権限については、必要に応じ、関係する地方公共団体が連携する仕組みを整備するなどの措置を講ずる。

【農林水産省】

(1) 土地改良法（昭24法195）

土地改良法に基づく国営土地改良事業により造成された施設のうち、基幹的役割の比較的小さい農業水利施設に関する維持・管理・更新（財産権・水利権等を含む。）に係る事務については、都道府県から移譲の発意があった場合、土地改良長期計画、東日本大震災の復旧・復興における国の役割、地方からの意見等を踏まえ、国、都道府県、施設管理者を含めた三者協議を行い、協議が整ったものについて、必要に応じて財源措置のあり方等について検討を行った上で移譲する。

(2) 農産物検査法 (昭 26 法 144)

以下に掲げる事務・権限（一の都道府県の区域内のみにある登録検査機関に関する事務・権限に限る。）については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・不正な手段による農産物検査の受検者に対する処置 (16 条)
- ・登録検査機関の登録 (17 条 1 項から 9 項)
- ・登録検査機関の登録の更新 (18 条 1 項から 4 項)
- ・登録検査機関の変更登録 (19 条 1 項から 3 項)
- ・登録検査機関からの検査結果報告 (20 条 3 項)
- ・登録検査機関からの業務規程の届出及び変更命令 (21 条 1 項及び 2 項)
- ・登録検査機関に対する適合命令 (22 条)
- ・登録検査機関に対する改善命令 (23 条)
- ・登録検査機関に対する登録の取消し、業務停止命令 (24 条 1 項から 4 項)
- ・農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者等、倉庫業者及び登録検査機関に対する報告の徴収 (30 条 1 項及び 2 項)
- ・農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者等、倉庫業者及び登録検査機関に対する調査 (31 条 1 項及び 2 項)
- ・聴聞の特例 (32 条 1 項から 3 項)
- ・申出があったときの調査及び措置 (33 条 1 項及び 2 項)

(3) 農地法 (昭 27 法 229) 及び農業振興地域の整備に関する法律 (昭 44 法 58)

(i) 農地転用に係る事務・権限等については、以下の方向で検討等を行う。

- ・農地転用に係る事務・権限については、地方の意見も踏まえつつ、農地法等の一部を改正する法律 (平 21 法 57) 附則第 19 条第 4 項に基づき、同法施行後 5 年 (平成 26 年) を目途として、地方分権の観点及び農地の確保の観点から、農地の確保のための施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や国の関与等の在り方について検討を行う。
- ・農地転用許可に係る事務が迅速かつ円滑に執行されるよう、農地転用制度及び農業振興地域制度に係る課題について意見交換を行うため、国と地方公共団体が各地方で定期的に協議する場を設ける。

(ii) 農地転用の許可、農用地区域からの除外等について、以下のとおり、その要件の緩和又は明確化を行う。

① 農業の六次産業化の推進

- ・農家レストランについて、第 185 回国会において成立した「国家戦略特別区域法」(平 25 法●)に基づく国家戦略特別区域において、農用地区域内に設置することができるよう要件緩和を行う。その上で、効果を検証し、全国に適用することも検討する。
- ・農用地区域内における農業者が設置する農畜産物加工施設及び販売施設について、地域で生産する農畜産物を使用することが可能となるよう要件緩和を行う。

② 再生可能エネルギーの利活用の促進

- ・第 185 回国会において成立した「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」(平 25 法 81)に基づき、市町村が基本計画の中で再生可能エネルギー発電設備整備区域を設定し、荒廃農地等を適切に同区域に設定した場合、原則転用できない第 1 種農地についても、再生可能エネルギー発電設備の設置を可能とする。
- ・農用地区域内に設置が認められる農業用施設に含まれる稲藁等のバイオマス施設を明確化する。

③ 集落の維持等農業・農村の活性化

- ・農地転用の不許可の例外とされる住宅や居住者の日常生活上又は業務上必要な施設として認められる要件である「集落接続」の判断について、当該集落の実情を踏まえた判断が可能であることを明確化する。
- ・農地転用の不許可の例外とされる一般国道等の沿道に設置される休憩所等に含まれるコンビニエンスストア及びその駐車場について明確化する。
- ・農業用施設の利用者のための駐車場等について、農業用施設に含まれることを明確化する。
- ・家畜等の管理のために畜舎等の近くに農家住宅を建てようとする場合、これを地域の農業の振興を図るための市町村の計画に位置付けて、農用地区域から除外し設置することが可能であることを明確化する。

(4) 食の安全、食育の推進等に関する事務

消費・安全対策交付金を活用して、食の安全及び消費者の信頼の確保に向けた情報提供及び消費者との意見交換や消費者相談並びに食育の推進に関する事務を都道府県等が実施する場合については、これまでも地域の創意工夫を活かす等の観点から、運用の弾力化を図ってきたところであり、引き続き、政策目標の達成に向け、地方の意見も踏まえつつ、対応する。

(5) 園芸農産物、畜産物等の生産等に関する事務

都道府県等が園芸農産物、穀類、地域特産作物、畜産物、飲食料品、飼料、油脂等の生産、流通及び消費の増進等に関する事務を実施するための助成措置については、これまでも地域の創意工夫を活かす等の観点から、運用の弾力化を図ってきたところであり、引き続き、政策目標の達成や事業の効果的執行に向け、地方の意見も踏まえて工夫を行う。

【経済産業省】

(1) 商工会議所法（昭 28 法 143）

定款変更の認可（46 条 2 項。ただし、25 条 1 号（目的）、2 号（名称）及び 4 号（地区）の事項に係るものを除く。）については、届出制に変更した上で、都道府県及び指定都市に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

(2) 下請代金支払遅延等防止法（昭 31 法 120）

下請事業者の利益保護に資するため、地方公共団体の相談対応に資する情報提供を行うとともに、地方公共団体が法違反の疑いのある事案を把握した場合、国に速やかに通報することを要請するなど、国と地方公共団体の連携強化を図る。

(3) 中小企業団体の組織に関する法律（昭 32 法 185）